

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

〃

【告示】

（以上県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

【公告】

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【海区漁業調整委員会】

○ 岡山海区漁業調整委員会公聴会の開催
○ 第五百三十二回岡山海区漁業調整委員会の開催

中山間・地域振興課

医薬安全課

健康推進課

水産課

農村振興課
建築指導課

〃

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中山間・地域振興課の部5の項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同項一中「過疎地域自立促進方針」を「過疎地域持続的発展方針」に、「第5条」を「第7条第1項」に改め、同項ニ中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に、「第6条第4項」を「第8条第7項」に改め、同項ニ中「県過疎地域自立促進計画」を「県過疎地域持続的発展計画」に、「第7条」を「第9条第1項」に改めらる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十九号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三医薬安全課の部1の項1(2)中「第7条第3項、第28条第3項、第35条第3項」を「第7条第4項、第28条第4項、第35条第4項」と改め、同項(3)中「第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項」を「第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項」と、「第69条第5項」を「第69条第6項」と改め、

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名 称 所 在 地

倉敷訪問看護リハビリステーション 都窪郡早島町前潟一〇七五―一―二〇三号

そら

指定年月日

令和三年七月一日

◎岡山県告示第四百五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 真鍋島加入区

令和3年7月16日 岡山県公報 第12311号

〔二九四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番 勝田郡勝央町美野字又四郎谷二六七番一	
地目 畑	面積（平方メートル） 六、三五八

二 農地を利用する権利の内容等

内容 畑として利用	始期 令和三年八月一日	存続期間 権利の始期から令和十三年七月三十一日まで	借賃に相当する補償金の額 一一八、一六〇円
--------------	----------------	------------------------------	--------------------------

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に補償金を供託する。

令和3年7月16日 岡山県公報 第12311号

〔二九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字東高畑一〇六一、字下高畑一〇七一、一〇八三、一〇一〇一、一二一一八、一二一一一、一二一一二、一二一四一、一二一四七、字中高畑一七四一、一七四一六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市連島町西之浦六五七一四

ワタナベ工業株式会社

代表取締役 渡辺 祐三

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月七日岡山県指令建指第一二五号

〔二九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字東高畑一二〇六一、字下高畑一二〇七一、一二〇八一三、一二一〇一一、一二一一一八、一二一一一一、一二一一一二、一二一四一一、一二一四一七、字中高畑一一七四一一、一一七四一六

二 公共施設の種別

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市連島町西之浦六五七―四
ワタナベ工業株式会社

代表取締役 渡辺 祐三

五 許可年月日及び許可番号

令和三年七月七日岡山県指令建指第一二五号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）、利害関係を有する理由及び意見の概要を令和三年七月二十七日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和三年七月十六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和三年七月三十日（金）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 案件 漁場計画の樹立について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十二回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和三年七月十六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和三年七月三十日（金）

午後一時四十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見とりまとめについて

第二号議案 漁場計画の樹立について

第三号議案 知事許可漁業の定数の変更について

第四号議案 知事許可漁業の制限措置の設定について

第五号議案 漁業許可の有効期間の短縮について